

第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 21 日

平成19年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 9 月 2 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成19年9月21日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成19年9月21日 午後3時54分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 英 雄	6 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成19年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成19年9月21日午前10時開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1	認 定 第 4 号	平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
2	認 定 第 5 号	平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
3	認 定 第 6 号	平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
4	認 定 第 7 号	平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
5	認 定 第 8 号	平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
6	議 案 第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて
7		提出議案説明（議案第58号～議案第61号まで）
8	議 案 第 5 8 号	平成19年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について
9	議 案 第 5 9 号	平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
10	議 案 第 6 0 号	平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
11	議 案 第 6 1 号	平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
12		提出議案説明（議案第62号～議案第65号まで）
13	議 案 第 6 2 号	座間味村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
14	議 案 第 6 3 号	座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
15	議 案 第 6 4 号	座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
16	議 案 第 6 5 号	座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
17	発 議 第 8 号	座間味村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（金城英雄）

これから本日の会議を開きます。

開 会（午前10時00分）

日程第1．認定第4号 平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

一番易しい質疑をしたいと思います。4ページでございますけれども、予算額に比較しまして7,900万円の減になっておりますけれども、その要因は何かお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

おはようございます。きょうもまたよろしくお願いいいたします。

ただいまの金城勝英議員にお答えします。4ページの事業収入の中の予算現額と収入済額との差額が7,917万5,897円と出ておりますが、その要因はといいますと、これは運航収入の中の旅客費、これがまず予算と収入額の差額が2,400万円の差額が出ております。それから自動車航送、これで予算との差額が1,124万円出ております。それと一番大きいのは、実は8ページのほうに航路補助金ということで4,350万円の補正がありますが、これは赤字の分を見込んで予算を計上しておりますが、実はこの航路補助が入ってきたのは出納閉鎖期間後になりまして、それでこの分の収入が全くここにゼロと出ておりますが、その積み上げで7,900万円という差が出ております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

わかりました。今、旅客のほうで2,000万円余り入ってこないというのは、これは台風にも絡みがあるんですか。ちょっと聞きたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

旅客の2,400万円という差が出ておりますが、これは今おっしゃるとおり、平成18年に来た台風の影響が主にあります。今、ちなみにフェリーのほうが平成18年度に悪天候、台風で欠航した便が62便、それからクイーンのほうが384便の欠航がありました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

よくわかりました。あと1点お聞きしたいと思います。

6ページでございますが、支出のほうで1,500万円も予算よりオーバーしているわけですが、これにつきましては、その要因もまたお聞きしたいと思います。6ページです。支出のほうです。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

不用額なんです、これはまず11ページの運航費用の中の旅客費から貨物費、雑費までのトータルでまとめた費用だけで1,200万円の不用額が出ております。それから大きいのは燃料潤滑油費、これが1,621万3,310円の差が出ております。大きいのはこの2点であります。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

よくわかりました。以上で終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

担当課長、17ページの5の公債費、ここに公債費の支出済額が7,556万3,112円とありますけれども、この公債費について説明をしてください。お願いします。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの公債費について御説明します。18ページ、最終ページのほうになりますが、これはフェリーごまみの還付資金、償還金となっております。元金が6,585万1,000円、それから利子で971万9,000円、合わせまして7,556万3,000円なんです、これは年2回に分けて支払いしております。ちなみに償還は平成25年までとなっております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは償還は平成25年。これ先ほど船舶課長から資料をいただいたんですけども、今年も平成18年だよ、これの実績はね。このいわゆる未償還現金と償還現金利息ということで、トータルでこれは3,765万円とあるんですけども、これ一致しない。ちょっとこれ説明してもらえませんか。お願いします。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

償還の返済方法としては年2回の支払いになりますので、まず1回目が平成19年3月31日、今度は4,200万円。それから本月なんです、9月30日に3,900万円、これを合わせて●8,100万円。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

●（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 認定第5号 平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

歳入歳出差引額がマイナス260万6円ということなんですけれども、これの要因を説明してください。

○ 議長(金城英雄)

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長(金城英隆)

赤字の要因に対するの質疑ですけれども、お答えいたします。主な要因としては座間味地区の平成18年度における1年間の入取水量が平成17年11月27日から平成18年1月22日までの間、約40日間制限給水を行っておりまして、1年間の使用水量が5,000トン減っています。それだけ水を使わなかったということになります。これが断水、制限給水による影響があったというような今判断をしております。分析をしております。これ一月分に相当するものですから、一月分の給水量並みの減になるということになります。3,077万1,000円の予算を組んでおりましたけれども、実際の調定額としましては2,735万8,000円で、予算額に対して調定額とで約300万円ぐらいの差が出てきております。

それとあと1つの要因は、徴収率は93%と非常に90%のラインを超えてはいるんですが、滞納分の徴収、これにつきまして当初の予想よりは徴収率が低下しております。そういうことで、トータルでは赤字になったということなんですけれども、料金の給水収益を上げるためには料金徴収に今後も力を入れてやっていく必要があると思っております。

ちなみにですね、新年度に入りましてから平成18年度、以前の滞納分につきましては約80万円ぐらいの収入がありました。

○ 議長(金城英雄)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

10ページですね、公債費の元利子5,267万9,088円とトータルでありますけれども、いわゆるこれは金城課長、先ほど船舶課長からも資料をいただいたんですけれども、終わってからでいいですから償還表等、ひとつよろしくお願ひします。

それから次にいきますけれども、座間味のダムに関連しますけれども、今どのぐらいたまっていますか。

○ 議長(金城英雄)

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ダムの状況ですけれども、きょう現在で16メートル4センチ、オーバーフローの状況です。3万5,282トン。6月6日に制限給水の解除を行いまして、6月以降は90%は切ったことはありませんか。90%代を現在維持しています。かなり降雨があるものですから。フローしたり、あと90の前半までいきますけれどもまた満水になったりとか、そういうような状況で比較的良好な状態を保っています。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

以上、終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第3. 認定第6号 平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第4. 認定第7号 平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今、漁排ですね、今のはね。これも村債についてお伺いします。村債が1,390万円ということですが、これも議会が終わったあとでよろしいですから償還表を御提示願いたいと思います。ちょっとこれについて、村債について説明をしてください。お願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

平成18年度の村債の質疑ですが、平成18年度としての事業ではなくて、平成17年度の繰り越し分が入ってきております。そういうことで、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額の欄に数字が入っていますけれども、この欄がいわゆる平成17年度の繰り越しのものです。場所は阿嘉のハギシのセ、通称ハル石という周りの公園事業と、あとウフ川から海岸までの排水路ですね。この2件の工事を繰り越したために、国、県の補助金代ものを地方債で充当しております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ちょっとずれていますけれども、下水道の漁排の接続について、しょっちゅう議会あるごとに聞いておりますけれども、何か基金を見た場合には減っていないか。いわゆる融資されているんじゃないかというような感じがしますけれども、どうですか。接続は去年からもう1年になりましたけれども、今時分。数字を私は見たの忘れましたが、どうですか。何パーセントぐらい接続していますか。基金の導入に使われていませんね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

漁排に関しては年度中の接続はたしか2件ほどありました。これは分類としては事業所が2件になります。件数は少ないんですけれども、接続率を高めるために今後も事業所のほう、また未接続のところもありますので、高めるためにいろいろと事業所のほうにお願いをしていきたいと思っております。

それから基金ですが、これについても接続率が低いということで余り活用されておられません。これについては、基金の活用については広報等で周知をしていきたいということで、啓蒙活動による接続率の向上ということで取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

やはり我々は環境のあるということになると、やはり阿嘉の部分も大分切り取られていますけれども、何か聞いたらまだ、それは確かな情報かどうか知りませんが、垂れ流しみたいなのがあるんじゃないか

なということも言われておりますけれども、どうですかね、この事業収入が400万円ちょっとですけれども、これは多いんですか、少ないんですか。400万円ちょっとだよ。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今収入が約400万円台になっているんですけれども、料金は漁排、それと座間味、阿嘉、慶留間と同一の料金になっております。人口も違いますけれども、これは接続率に影響していきますので、接続率が低いというのが大きな影響を与えます。参考までに、座間味地区のほうは約87%ぐらいの接続率です。阿嘉島のほうはまだ57%ぐらいです。60%までまだいっておりません。慶留間のほうが61%ということで、座間味島に比べた場合に漁排と農排は接続率がかなり下回っていますので、これを高めるために事業として、今後運営していくためには、収入のほうを上げるためには接続率の向上しかありませんので、努力してまいります。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私はもう基金の融資もあるということでわかりますけれども、一般の方知っていますかね。公告出してね、で無利子、無担保でしょう、あれは。無利子、無担保で貸し出しますよということで、こういう話もですね、例えば20日あたりでもやってですね。それ同時にですね、この工事収入が費目存置だけされてゼロ、ゼロになっていますよね、村長。これこの辺も、もうこれ20日前にやったんじゃないですかね、工事関係、下のほうですよ。2番目の工事収入、2目のこれも費目存置にされてゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロとありまして、工事は何もしていないわけですか。ちょっと…。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

下水、今の工事の質疑ですけれども、下水道の接続の工事においては全て代理店のほうに工事の施工はやってもらっていますので、この漁排の会計の中には工事費は出てきません。村がいわゆる工事を行わないといけません。本館の工事はやりますけれども、接続は全部代理店にさせますので、予算には入ってきません。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ぜひ督促をしまして、そういう制度がありますのでですね、担当課長。その場その場の話じゃなくして、実際にやってくださいよ。そして、みんな部落の人にあれしてですね、周知徹底させて督促をさせていただきたいと思います。お願いします。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第5. 認定第8号 平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

あとでまたクレームがいたら困りますけれども、いいですか。みんな遠慮していると思いますけれども、では、みんな遠慮していると思いますので5ページ、これも同じく下水道料金が43万円と上がっておりますけれども、これも接続率ですね。それから、後はまだ接続していないということですね。その状況の説明をしてください。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長(金城英隆)

農排の接続率等の状況についてお答えいたします。慶留間地区の農排事業につきましては、平成16年4月1日に供用しまして約3年経過しております。現在の接続率ですけれども、約61%ということです。あとの残った未接続の分類なんですけれども、これにつきましてはいわゆる一般家庭のほうの接続がまだ低いということです。高齢者世帯とか、そういうような世帯がちょっと事実的には多く占めております。そういうことで先ほども質疑がありましたけれども、基金を活用していただいてぜひ接続をしてもらうように、しっかりと今後はそういう広報活動を強化していきたいと思っております。

○ 議長(金城英雄)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

終わります。

○ 議長(金城英雄)

ほかに質疑はありませんか。2番 中村秀克議員。

○ 2番(中村秀克議員)

質疑いたします。漁排も含めてなんです、やっぱり接続率ですね。先ほど課長がおっしゃったように高齢者は聞きましたね。もうあまり長生きもしないし、今さら金借りてどうするかという話を聞きます。ですから、やっぱりとりあえず事業者ですね、商売をしているところを中心に働きかけて、やっぱり環境類似してそれを商売にしているいわゆる生活をしているわけですから、やっぱり足元から自分たちは下水道事業をやっているんだよというのを、やってくれというようなあれで働きかけて、とりあえずそれでいわゆる商売してそれを売りにしている業者から、まずは積極的に働きかけて、制度も活用するようにさせてやってもらいた

いと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

日程6. 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度座間味村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第57号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成19年9月10日
- 4 専決処分の理由 東京地方裁判所平成18年（ワ）第25654号請負代金等請求事件について、強制執行停止決定申立により供託金の額が決定し、短期間にその手続きを終える必要がある

るが、予算額に不足が生じており早急に補正予算を編成し供託金を納めなければならぬが、議会を召集する時間的余裕がないため専決処分した。

平成19年9月20日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

(提案理由)

平成19年度座間味村一般会計補正予算(第6号)について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成19年度座間味村一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分する。

平成19年9月10日

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算(第6号)

平成19年度座間味村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,451,467千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年度9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
9 地方交付税		724,592	5,734	730,326
	1 地方交付税	724,592	5,734	730,326
歳入合計		1,445,733	5,734	1,451,467

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		191,501	5,734	197,235
	1 総務管理費	157,337	5,734	163,071
歳出合計		1,445,733	5,734	1,451,467

以下、詳細については担当課長から説明させていただきます。

提案理由といたします。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

議案第57号 専決処分の承認について、補正で説明させていただきます。

今回の専決処分の一般会計補正予算（第6号）は573万4,000円の補正額なんですけれども、補正予算の7ページをお願いいたします。供託金の追加として573万4,000円の補正でありますけれども、これは9月3日の臨時議会で今回の裁判の費用を補正していただいたんですけれども、その際の供託金の額1,676万6,000円、2分の1が上限だということを聞いておりましたのでその額を計上していただんですけれども、今回の代理弁護人のほうから供託金が2,250万円だということで連絡を受けまして、それが9月10日だったんですけれども、それから1週間以内に供託金を納める手続きをしなければならないということで連絡がありましたので、今回、議会を召集する時間的余裕がなくて、専決処分によって補正（第6号）を編成をさせていただいております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ただいまの7ページですね、総務課長。2度目の印鑑を押しているわけなんですけれども、これはあれですか。あの供託金というのは最終的には元に戻りますか。お願いします。ちょっと供託金について余りよくわかっていけませんので、説明よろしくお願ひします。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今回の場合の供託金につきましては、強制執行ということで3,000万円、先ほどの第1審の3,000万円余りの分について強制執行をかけられておりました。その強制執行を解除してもらうために払ったものなんですけれども、これについては最終的に裁判が確定した段階で確定額として我々が払うべき分と相殺がされます。その中で我々の払う分が2,250万円を下回っているのであれば残分が返ってまいりますし、それが2,250万円を上回るのであればさらに追加で供託金に追加をして我々が賠償するということとなります。ですから、仮に2審で2,250万円を超える額の判決が仮に出たとしても、2,250万円にプラスアルファをして支払うということではございません。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

わかりました。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

9 月 3 日に臨時議会で金額のほうで 1, 6 0 0 万円余りで説明がありましたけれども、なぜ今回 2, 2 0 0 万円という、今回 5 7 3 万円を追加しないといけないのか。その額がなぜこうなったのかだけ教えてください。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

まず補正予算に上げました段階では、弁護士の方からおおむね 3 分の 1 から 2 分の 1 が相場的なところだということがございましたので、マックスとして考えられる 2 分の 1 の額を計上させていただきました。ただその後、東京地方裁判所のほうでの決定でございますので、なぜこの額になったかということについては我々としてちょっと答えることができませんけれども、東京地方裁判所のほうとしてこれだけの担保をとっておかないと今後の裁判の結果によっての影響を考えたということではないかと思いますが。

○ 議長（金城英雄）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

私も議員の間では、あの年次 6 % のこれがついているんじゃないかと。その額でやったんじゃないかという話が、何か内々ではこうやっているんですけども、要するに 2 分の 1 というのはおおむね、絶対もう 2 分の 1 だというのは、要は法的な部分はないと。ただ弁護士さんが今までのその事例からして大体そんなもんだらうということで組んでいるはずですよ。逆にそういうものは何回もこう専決処分するのではなくて、やっぱりもうちょっとこう確定的な要素を持ってこれからはやってもらいたいと、そう思っています。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 9 年度座間味村一般会計補正予算（第 6 号））についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 5 7 号 専決処分を求めることについて（平成 1 9 年度座間味村

一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第58号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてから議案第61号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第58号

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,506,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
9 地方交付税		730,326	24,239	754,565
	1 地方交付税	730,326	24,239	754,565
12 国庫支出金		263,537	24,509	288,046
	1 国庫負担金	10,580	479	11,059
	2 国庫補助金	249,517	24,030	273,547

款	項	補正前予算額	補正額	計
13 県支出金		60,574	△1,014	59,560
	1 県負担金	6,098	579	6,677
	3 県委託金	32,720	△1,593	31,127
17 繰越金		18,357	1,193	19,550
	1 繰越金	18,357	1,193	19,550
18 諸収入		11,247	303	11,550
	4 雑入	11,242	303	11,545
19 村債		102,200	5,568	107,768
	1 村債	102,200	5,568	107,768
歳入合計		1,451,467	54,798	1,506,265

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 議会費		34,847	696	35,543
	1 議会費	34,847	696	35,543
2 総務費		197,235	5,811	203,046
	1 総務管理費	163,071	4,916	167,987
	2 徴税費	19,484	808	20,292
	4 選挙費	6,050	48	6,098
	5 統計調査費	170	39	209
3 民生費		104,721	2,589	107,310
	1 社会福祉費	95,172	△392	94,780
	2 児童福祉費	9,543	2,981	12,524
4 衛生費		151,451	12,958	164,409
	1 保健衛生費	80,747	5,453	86,200
	2 清掃費	70,704	7,505	78,209
6 農林水産業費		82,261	4,845	87,106
	1 農業費	20,825	4,845	25,670
7 商工費		28,592	430	29,022
	1 商工費	28,592	430	29,022
8 土木費		390,296	△830	389,466
	2 道路橋りょう費	309,160	180	309,340
	3 河川費	9,439	40	9,479
	7 空港費	21,984	△1,050	20,934

款	項	補正前予算額	補正額	計
9 消 防 費		6,656	489	7,145
	1 消 防 費	6,656	489	7,145
10 教 育 費		156,087	1,707	157,794
	1 教 育 総 務 費	60,975	739	61,714
	2 小 学 校 費	30,905	788	31,693
	6 保 健 体 育 費	21,981	180	22,161
11 災 害 復 旧 費		24,755	26,103	50,858
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	24,752	26,103	50,855
歳 出 合 計		1,451,467	54,798	1,506,265

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村道座間味 阿真線災害 復旧事業費	千円 800	証書借入	10% 以内	借入先の融資 条件による。 但し、財政等 の都合により据 置期間又は償還 期間を短縮し、 若しくは繰上償 還又は低金利債 に借換すること ができる。 ただし、起債 の全部又は一部 を翌年度へ繰越 して借入すること ができる。	千円 6,000	証書借入	●% 以内	借入先の融資 条件による。 但し、財政等 の都合により据 置期間又は償還 期間を短縮し、 若しくは繰上償 還又は低金利債 に借換すること ができる。 ただし、起債 の全部又は一部 を翌年度へ繰越 して借入すること ができる。
臨時財政対 策債	36,000				36,368			
計	36,800				42,368			

以下、詳細については担当から説明させていただきます。

議案第59号

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 県支出金		10,727	615	11,342
	1 県負担金	10,727	615	11,342
8 繰入金		27,830	△1,142	26,688
	1 一般会計繰入金	27,829	△1,142	26,687
9 繰越金		1	4,375	4,376
	1 繰越金	1	4,375	4,376
歳入合計		161,280	3,848	165,128

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 総務費		17,459	△180	17,279
	1 総務管理費	17,370	△180	17,190
6 保健事業費		3,387	615	4,002
	1 保健事業費	3,387	615	4,002
9 諸支出金		3	3,413	3,416
	1 償還金及び還付加算金	3	3,413	3,416
歳出合計		161,280	3,848	165,128

以下、詳細については担当から説明させます。

議案第60号

平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 繰入金		46,658	492	47,150
	1 繰入金	46,658	492	47,150
歳入合計		104,760	492	105,252

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業費		45,929	492	46,421
	1 営業費	45,929	492	46,421
歳出合計		104,760	492	105,252

以下、詳細については担当から説明させます。

議案第61号

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ629,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 事業収入		625,268	4,200	629,468
	1 運航収入	609,477	4,200	613,677
歳入合計		625,273	4,200	629,473

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 運航費用		339,608	3,604	343,212
	9 船費	205,117	3,604	208,721
2 営業費用		127,950	896	128,846
	5 店費	66,096	896	66,992
6 予備費		806	△300	506
	1 予備費	806	△300	506
歳出合計		625,273	4,200	629,473

以下、詳細については担当から説明させます。ひとつよろしく御審議お願いします。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

議案第58号について若干説明をさせていただきます。今回の補正予算5,479万8,000円となっておりますけれども、まず7ページのほうをお願いいたします。目的別に歳出のほうの説明をさせていただきます。まず議会費が69万6,000円、総務費581万1,000円、民生費258万9,000円、衛生費1,295万8,000円、農林水産業費484万5,000円、商工費43万円、土木費83万円の現額補正です。消防費48万9,000円、教育費170万7,000円、災害復旧費2,610万3,000円、トータル5,479万8,000円の補正額となっております。

財源といたしましては6ページのほうをお願いいたします。歳入のほうなんですけれども、今回歳入といたしまして地方交付税、これは普通交付税ですが2,423万9,000円、国庫支出金2,450万9,000円、県支出金マイナスの101万4,000円、繰越金119万3,000円、諸収入30万3,000円、村債といたしまして556万8,000円の補正であります。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

これで説明を終わります。

日程第8．議案第58号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

25ページ、使用料、節の14節土地使用料の大浜（ウハマ）273万2,000について。

それからですね、いいですか、どんどん読み上げていきます。通勤手当、これは27ページ、道路橋りょう費の中に職員手当等通勤手当が出ております。

それから28ページにもこれは特殊手当、28ページの職員手当と特殊勤務手当というのがありまして、河川費のほうにありまして、その人件費が今時分こんなに出てくるのか。

それから30ページのAEDリースということについて説明をください。

それからあと1つ、31ページね、僻地区教育宿舍の整備費、修繕費ですね。これもちょっと説明をお願いします。

それから34ページ、賃金、これも災害復旧費ですけれども、賃金72万円と。臨時職員賃金と、賃金が出ておりますけれども、この説明をお願いします。以上です。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質疑、農林水産費の農業振興費の使用料、これ土地の使用料なんです、これは山村振興事業の交流促進事業で、これは大浜の土地の使用料です。これまで契約がなかなかできなかった分がやっと解決して支払いができるという状況にきていますので、これは3名分の地権者に対する使用料です。

27ページの道路改良費の通勤手当なんです、4月の人事異動に伴って、阿嘉・慶留間から職員の通勤ということで、これは人事異動に伴う通勤手当ということになります。

34ページの災害復旧費の賃金、これは臨時職員賃金なんです、災害復旧費のこういった国庫補助事業の場合には事務費があります。その中の事務費で賃金、そして旅費とか需用費、使用料と一応充てています。この賃金はこれからまた臨時職員を採用するというのではなくて、これまで単費で使っている、役場の中

で今事務やっている臨時の職員で充てるということで、それを計上しています。

○ 議長（金城英雄）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

31ページの修繕費、これは阿嘉と慶留間の教員宿舎の産休に伴って新しくまた先生、臨時職員が来いますので、その中の畳、壁、全部の修理費でございます。以上です。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

30ページのAEDのリース料29万9,000円なんですけれども、AEDというのは自動体外式除細動器のことでして、これは一応4台の予定をしております。各ビーチとターミナルあたりに常時置いておいて、だれでも万が一何かあった場合には使えるようにしようということでございます。これは診療所の先生のほうからも要望がありましたので、今回補正を計上させていただいております。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

28ページの河川総務費用、職員手当、特殊勤務手当の4万円について説明いたします。この手当につきましてはダムの管理において、ダムがオーバーフローで越流した場合の状況を県のほうに報告をするということで、これまではダムが非常に水不足を起こしてしまっていて、全く水流を超えるということはなかったものですから。ここ数年はなかったんですが、先ほどもお伝えしたように、かなりちょっとの雨でも越流します。大雨洪水警報が出た場合には、24時間体制でダムの管理事務所の勤務が出てきますので、そのための時間外手当的なものです。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

いろいろお願いしたんですけどね、この人件費とか手当類は当初予算でできたら組むようにですね。これ本当はふさわしくないと思います、私は。予算編成上。これはもういろいろ事業のあれで、今の担当課長の話でいろいろ事情が出たりしますけれどもね。特に24ページのこの工事請負のヤードなんかですね、あれ既にできていますよね。恐らく溶融炉のところだと思いますけれども、これも290万円、約300万円近くをやっていますけれども、こういったものもできたら…。これは阿嘉ですよ、ヤードは。阿嘉のものですか、失礼しました。わかりました。じゃあ訂正します。これは古座間味と思った。じゃあ終わります。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

若干質疑をしたいと思います。初めに収入の部からお願いしたいと思います。8ページでございますが、地方交付税でございますが、これはもうこれで終わりなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。平成19年度の普通交付税、ほぼ確定いたしまして約6億300万円決定いたしてお

りますけれども、当初の予算としては5億4,100万円を計上しておりました。かなりの額の留保財源が発生していたんですけれども、これまでの災害の補助対象外の経費とか、あとただいま前の議案でもありました溶融炉関係の供託金の関係でかなりの支出がありまして、今回の補正を含めての留保財源は約730万円の現在の留保額です。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

よくわかりました。これからまたちょっと特交がまたくると思うんですけれども、これはもうまた皆さんの努力によって、なるべくまた多くもらえるようにお願いしたいと思います。

それから12ページでございますけれども、何で慶良間空港の委託金がマイナスになったのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質疑、慶良間空港の委託金の減なんですが、これは歳出にも一応計上してありますけれども、慶良間空港の滑走路の識別等を一式なんですが、設置するという事で県と調整してあったんですけれども、県のほうでも設置が無理だということで、その設置費を一応減にすることになって一応、計上しています。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

工事の減ということで解してよろしいわけですね。わかりました。

ちょっと支出の面でまたお願いしたいと思います。17ページの総合センターの修繕費87万円あるんですが、これちょっと説明してください。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

総合センター費の87万円は阿嘉の総合センターのクーラーの修繕費です。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

よくわかりました。

それから21ページなんですが、国保が繰り出しを戻しているんですが、これは大丈夫なのかちょっとまたお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城勝英議員の質疑に対してお答えいたします。今回ですね、補助金と繰入金が発生いたしまして、支出が今のところ医療費の確定ができていないものですから、繰出金という形でお返しすることになりました。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

特に医療費というのはちょっと締めてみないとわからないことがよくあるわけですね。だから今から、今後どうなるかわからないわけなんですけれども、まだ早かったんじゃないかとちょっと思っているわけなんですよ。それで今こう減になるのは12月ごろとか、それまでちょっと待ってたほうがよかったんじゃないかという、若干その考えがあります。

それから23ページお願いしたいと思います。23ページの保健センターの修繕のほうで100万円余り計上されていますが、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑に対してお答えいたします。この内訳といたしましては、保健センターのクーラーが4台故障いたしまして、今保健センターのクーラーが使えないことになっております。11月をめどにサービスを始めるものですから、クーラーは11月は必要ないかと思うんですが、今利用している間もクーラーがなくて大変困っている状態なものですから、今回計上させていただきました。また、さきの台風でガラスのほうが破損いたしまして、ドアのほうが使えなくなっておりますので、このほうの修理も含めております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

よくわかりました。特に保健センターは老人がよく集まる場所ですので、非常に暑いこともあったと思いますので、これもまた早急に整備をお願いしたいと思います。

それから24ページなんですが、工事費のヤードの整備についてなんですが、290万円、これはどこのヤードですか。お聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまのヤードの質疑ですけれども、これ場所は阿嘉のクリーンセンターの場内のほうにヤードを整備したいという考えです。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

これもまた早急にですね、カラスとかいろいろなものおりますので、やってもらいたいと思います。

最後でございますけれども、25ページの登記の委託なんですが、これは農業振興費にあるんですが、どういった登記の委託なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

農業振興費の登記事務委託です。これは山村振興事業の導入水産の事業の中の体験施設、海洋体験施設、

阿真の体験施設、そして加工施設、あと交流促進事業、これ大浜のコテージですね。そして農山村広場、要するに西浜の売店と。その施設の表示登記をするためのこれは登記事務の委託料として一応計上しております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

これは登記になりますと村の財産になるわけですよ、登記になりますと。それにつきまして、この地主との調停等は済んでいるのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

大浜のコテージについても、これは賃貸契約と。そして西浜の施設についても契約等はされております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

これはもう登記というのは、その建物の登記なんですか。

そうですか、私はまた土地も一緒かなと思ったらそうではない。わかりました。以上で終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

この10ページの後期高齢者制度を創設する準備というのは当然ありますけれども、これはどういう構成でそうなるのか、それともそういう何か委員をつくるのか、それとも事務局だけなのか。その点についてお伺いします。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

御存じのように、後期高齢者の制度が平成20年から開始されます。この件に関しましては、今回の補助金はシステムの導入による補助金でございます。特に、今そういうものを立ち上げるという予定はございません。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

じゃあまだこれから、私も委員なんですけれども、そのときはちょうど立ち上げるということで、あんまり中身というのはあんまりよく、これからいろいろの準備期間だと思うんですけれども、そうですね、この準備ができ次第、また改めて質問したいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

後期高齢者制度については大変また複雑でございまして、保険税も発生いたしますので、今後はあと残った半年のほうでホームページ、また広報誌、それからチラシをつくって住民のほうにも広報してまいりたい

と思っております。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ただいまの宮平議員の質疑に関連しているんですけども、このシステムの開発費が何ページですか、23ページにあるんですが、このシステム開発というのは国単位でやるものではなくて、村単位でやるものになっているわけですかね。この辺についてちょっとお伺いします。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑についてお答えいたします。後期高齢者は県が単位となっております。1つの県に対して後期高齢者が立ち上がっております。県単位でやっておりますが、補助金をもらいながら村のほうでシステムを導入するという形になっております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

二、三カ月前に国保のこのシステムがおかしいということで、よくあちこちもらえなかったりとか、もらい過ぎたとかありましたので、ちゃんとした本当のシステムが村単位でつくって、県でやるだけで大丈夫なのか。その辺までちょっとチェックを入れてもらいたいと思います。これは実際にお金のかかることなのでね。支払う人も、もらう人もいるので、その辺のこれはちゃんとした業者とか、そういうシステム開発ができてるところなのか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

このシステムはですね、おっしゃるように立ち上げの当時、不具合を生じることも考えられますので、その辺をチェックしながら体制のほうは整えていきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

すいません、24ページですね、衛生費のほうの座間味焼却炉消耗品418万5,000円の説明をお願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

24ページの座間味焼却炉消耗品418万5,000円の内訳について説明をいたします。この需用費につきましては溶融炉の燃焼ガスを処理する場所にリテーナーという機器が必要になります。燃焼したガスはいろいろなものが含まれていますので、それをそのまま大気に放流はできませんから、いわゆるそこでガス処理を行う必要があります。構造としては3メートル50センチの長さに円形なんですけれども、約15センチの、直径15センチの円形に長さが3メートル50センチ。本数が約270本の本数が必要になります。

材質はステンレス製です。ということで、これは県内のほうの工場のほうから購入する予定です。

○ 議長（金城英雄）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

これは消耗品ということになっているんですけども。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

溶融炉が操業を始めたのが平成15年12月です。おおむね4カ年経過しておりますけれども、このリテーナー、プラス、バグフィルターということで、これは金属ですから、この中に袋が入ります。これにガスをこう引っかけて除去するんですけども、おおむね約四、五年ぐらいではほかの焼却炉でもこういう集塵装置は大体取りかえをする期限が大体四、五年ぐらいをめぐりとしてやるということになっております。今回はですね、まだ若干使えそうなものもあつたんですけども、かなり経年劣化していますので、一応全部交換をする予定にしております。

●○ 6番（宮里祐司議員）

オーケーです。ありがとうございます。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

これで午前の部を終わります。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

午前に引き続き始めます。

日程第9. 議案第59号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

補正とは関係ないんですが、今のちょっと聞きたいことがあるんですね。従来4月にやっている住民健診が9月にやるんだらうということを知って、これも9月の日程に入っていないで、たまたまきのう、張り紙で10月からやることになったんですが、そのいきさつとして何で半年も、通常4月に行われていたのが今度は10月になったのか。経緯がわからないもんですから教えてもらえますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

先ほどの質疑に対してお答えいたします。確かにですね、毎年4月に住民健診を行ってまいりました。実は平成20年度から特定健診という形で法のほうが変わりまして、保険者が基本健診をするということになりました。それに伴いまして、こちらの委託先であります小児保健協会さんがですね、大きな市町村さんが4月、5月と予定に入ってきたものですから、どうしても離島のほうは回らなくて、秋のほうにしてほしいということで10月になってしまいました。次年度からもこのような形で1年を回っていくと思います。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

じゃあ、もうこれからはいわゆる秋口という形になるわけですね。

それとですね、新聞に載っていたんですが、いわゆる国民年金の未納者に対して国保の健康保険手帳に、いわゆる期限つき、何か罰則としてやるということで、ほかは大体見送るかちょっと見当するということがあったんですが、うちと北大東が実施するという方向なんです、その辺ちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑に対してお答えいたします。確かに新聞のほうでそう報道されておりましたが、こちらのほうのとらえ方の違いで、他の市町村がそうするのであれば座間味村もそうするという形でお答えしております。実際はですね、国民健康保険税と国民年金は別物という考え方をしておりますので、その後のアンケートには実施しないということで答えております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。国が起こした失態を市町村にしりぬぐいさせるような形はですね、ぜひなくしてほしいと思います。やっぱり年金払うお金はないんだけど、健康上、介護のあれですね。やっぱり医療を受けたということですね。健康保険は払っているけれども年金は払っていない人が多いと思うんですが、やっぱり財政的な理由で。だから、それをやると国税も逆に入らなくなる可能性もありますので、いわゆる新聞報道はちょっと違っているということですね。わかりました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。●これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第60号 平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

7ページなんですが、費用弁償の中で活性対策委員会33万8,000円というのがありますけれども、委員会は何回開催して結論がどのように出たのか教えてください。

○ 議長(金城英雄)

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長(金城英隆)

今の質疑はですね、これいわゆる以前の湧水委員会の開催の回数と、どういうことを話し合っただけで、何を決めたかという質疑ですね。これ予算とは別ですね。この予算に計上してある額とは別ということですね。それではお答えいたします。湧水対策委員会は平成18年11月14日に第1回の会議を持ちまして、設置要綱の確認と、あと水道の現況の説明、湧水状況についての説明、そして今後どういうふうな会議を持つかという会議の進め方等について話し合いを持ってあります。その後ですね、第2回の委員会を平成18年11月28日に行いました。その際には第1回目の会議の会議録の報告と過去の給水制限の実績、湧水対策の状況等について資料で説明をしております。2回目の会議の中で今後の湧水対策の取り組みということで、これにつきましてはソフト面、ハード面の両方で取り組み状況をまとめました。安定水源の確保ということで、これについては新たな水源の開発ということで、座間味地区においては海淡施設とウフガーラ堰からの導水と。阿嘉・慶留間地区においてはウタハ堰のしゅんせつと躯体、補修。あと節水型社会の形成、これはソフトになるんですけども、水の有効利用を図るということで漏水防止、水資源についての普及、啓蒙、具体的な節水方法等。あと下水処理水の再利用と。あと環境保全の強化、自然環境の保全、これは海淡を設置した場合には濃縮海水が出ますので、これの影響調査。あとは水源地域の植林整備、これはいわゆる山の植林の整備。本村においては国有林整備事業、いわゆる造林事業をかなり以前から取り組んでおりますので、水源涵養林等の植栽をメインとして国有林整備事業を今後も継続して続けていきたいということで、3つの大きな柱を軸に進めていくということで、平成18年はこの2回を持って、回数としては2回開催をしております。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

今、この計上されている委員会のその予定といたしますか、どういう感じで、今現在上がってきている33万8,000円のこれからの予定。これ平成19年度分ですかね、今平成18年度の方は説明を受けましたけれども、この予算について、補正について説明してください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今回の補正で33万8,000円の費用弁償ということで計上してありますが、これについては括弧書きで湧水対策委員会ということで記載されていますけれども、ちょっと記載漏れで湧水対策委員会及び事業評価委員会ということで2つの委員会の経費です。湧水対策委員会というのは2カ年、去年の11月に立ち上げましたので任期は2カ年間あります。湧水が解決したわけではありませんので、今後も継続して委員会を開催していくということで、先ほどの3本の柱に伴う、いわゆる実施計画というんですかね。そういうものを議論していくということでの委員会を継続して開催する予定です。回数については平成19年3月までの間で4回の開催を予定しております。委員の数は要綱では13人ということでしたが、1人欠員が今生じておまして12名の構成になっております。13人以内という要綱の設定ですので、補充は特に考えておりません。あとちょっと記入漏れで申しわけございませんが、事業評価委員会、これに対してはですね、今ダムのほうは常満で満水の状況ですが、今年6月まで湧水でしたので測定できませんでした。何しろもう5年に及ぶ湧水がずっと続いてきたわけですから、今後ですね、村でどのような事業に、いわゆる安定水源の確保ということで具体的にどういう事業をやっていくのかということで、この事業を行う場合の事業費、その事業内容、例えば管の敷設とかポンプの容量とかですね、いろんな技術的なものを検討する必要があります。そういうのを検討するために事業評価というのは、これは国庫補助事業をやる場合には義務づけられております。湧水対策委員会というのはいわゆる湧水の状況に応じてつくったんですけれども、事業評価委員会というのはこれを設けて意見書を、評価を県のほうに出さないと国庫補助事業が実施できないんですよ。もう村負担でしか事業できませんのでね。おおむね5年間のいわゆるハード的な事業、水源を確保するのが主なことになるかとは思いますが、そういうことを事業評価をやるために委員会を設置して、これから5年間の事業の計画と事業費と内容等をチェックしていきたいと。これにつきましては、湧水対策委員会抜きにはできませんので、湧水対策委員会と並行してやっていこうというふうに考えております。もちろん、これは湧水対策のためにやるわけですから。ただ湧水対策だけでは、これは国庫のいわゆる事業評価委員会とは異なるものですから、新たにつくる必要があります。県の指導もそういうふうを受けておりますので。人数につきましては10名程度を、事業評価に関してはですね、10名程度を予定しております。回数につきましては4回ということで、あと湧水のほうは那覇のほうからの委員もおりますので、船賃とか、そういった1日の交通費、そういうものも合わせて33万8,000円という数字を計上しております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。湧水対策委員会というのが必要だということはわかりました。回数もわかりました。これはちゃんと事業を行ってください。

それと次にですね、パソコンのリース料というのが46万7,000円計上されているんですが、これはなぜ今補正を組んでパソコンのリースをしないといけないのか。それをちょっと説明してください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

リース料の質疑なんですけれども、このパソコンのリース代というのは水道の検針の際に使用しているハンディターミナルシステムというのがあります。ガス等も検針は一緒だと思うんですが、ガスのチェックするときにこういう小さいハンディタイプの機器があると思いますが、ちょうどあれと同じようなものです。これでメーターで全部メーターの使用数を全部打っていきます。これを持ち帰ってパソコンの本体と接続をすれば全部台帳に差額が計算されて水道料金の通知書、請求書が作成されるというシステムなんですけど、これは初歩的なミスで当初予算で計上漏れがありました。すみませんが、補正で今回提案してあります。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、課長が先におっしゃっていた、当初予算で本来組むべきだけでも、私が指摘しようと思ったら先に言われちゃったから後はないので、この辺はいいですけれども。これはあれですか、いつごろからこのハンディは使われているんですか。それをちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

平成18年度からは使用しております。ちょっと月についてはすみませんが、後で。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど、このハンディをメーター検針してパソコンにつなぐと、自動的に請求書とかそういうのができるという話でありますけれども、この請求書は全家庭に、全事業者に何といたしますか、請求書を配布しているのかどうか、この辺をちょっとお答えください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

1年を通してですね、教職員の異動とか、それと工事関係の事務所での人事異動とか、そういういろんな異動等に伴う設置、新たな設置、それと給水停止等ですね。一般の住民の転出等による給水停止といろいろ手続があります。それを的確に把握することが一番大事だと思っております。それを把握できた範囲内で請求書を発行するというような形で業務を行っておりますが、若干ですね、転入転出に気づかず、それと民間の賃貸マンション等あたりで移動があった場合に届け出がおくれたりとか、そういうことで若干おくれがちな部分もあります。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私、議員になってからですけれども、議員になったのがちょうど1年前ですけれども、自動引き落としをされているんですけども、一切自分の使用料がわからないと。その通知が全くないという人も何名かいるんですね。自動引き落としであればそういう通知をしなくてもいいのかということになるわけですよね。その辺はそういう事実があるのかどうか。その辺ちょっとお答え願えますか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

これを全部送っているかということにはすみませんが、ちょっと今私もそうですということには、具体的なコメントはできません。ただ業務をしている中で、確かに自振の分で内容についての照会は何回も来ております。それにつきましてはファクスを送ったりとか、そういう形で対応しているのを業務の中で確認はしています。すいませんが、ちょっと後で住民の分の通知については、ちょっと休憩をとればすぐに…。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

このハンディはだれが使用して、メーター検針をだれがやっているのかという、これですね。阿嘉は区長がやっていますね、たしか。そのときにハンディを持っているのかどうか。私は手書きでこうチェックしているんじゃないかなと感じたんですが、その辺どうですかね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今回、当初で計上すべきものを提案しているんですが、御承知のように、かなり高額なリース料になりますので、これを島ごとに個数をそろえるというのはちょっと金額的にかかりますので、1器しか保有しておりません。各字ごとに5名、主に区長とかそういう方たちに検針をお願いしているんですけども、主に座間味島のほうで使用しています。これは金額が高いということと、それと業務の中で1年ぐらい今使用しているんですが、いろんな効率的なものとか、そういうものを確認しながらやっていきたい。座間味はもう阿嘉・慶留間に比べるとかなりの件数があるものですから、今大きいところだけ使用しています。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いや、だから一部で、こっだけ高額ですからね。逆にそれが必要なのかどうかというのを疑問に感じるんですよ。要するに、これまでやっぱりチェックするのは、手書きでチェックするのも機械でチェックするのも同じ人がやりますので、それはどうなのかなと。集計された分を職員がこうパソコンに打ち込めば自動的にできるんじゃないかと。こっだけ金かける必要があるのかなと。この一部だけでというのを感じますけれども、これまでどおりでは絶対できない分なのか。それも間違いが多過ぎてこれにしたとか。逆に機械の取り扱いにふなれな人がやっちゃうと、とんでもない金額になりますからね。今月は例えば500の指針数、来月は560だったのが翌月では450になってたらとんでもないわけですからね、これ。それこそ機械がやっているから正しいんだということになってしまうと、計算が余計おかしくなりますから、だからこれまでどおりのものでできないのかどうか。確かに便利でありますよ、機械は。便利ではありますけれども、操作をミスした場合にはとんでもないことが起こりますので、その辺を検討してもいいんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがですか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

効率については、今まだ1年ちょっとぐらいの期間ですから、大幅な改善とかそういうことまではちょっと申し上げられませんが、ただ入力する頻度というのは格段に違ってきます。いわゆる手書きでこう回収し

てきた分とですね。そういうことでミスというのは業務が多い中で発生する確率が高いんじゃないかと。そういう視点では発生する回数が減るのかなというような見通しをしておりますけれども、月に約550件前後ぐらいの件数があります。これを水道と下水道共通しますので、料金はまず水道料金が幾らということで基礎的な数値になるわけですね。550掛けるの4会計分ですから2,200件ということで、基礎となる数値はこれがあれば下水道にも反映されやすいですので、そういうことで入力の手間がかなり省けるということでミスを少なくするという効果を期待しております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この機械はちょっと見たことないんですけども、その場で何か検針して、それで請求書を出すと、領収書を出すというタイプのものなのか、これが可能なのかどうか、これちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

いわゆる使用料、前月比率、当月比率、これが出てきます。これをパソコンと接続して、このデータを全部管理台帳に取り込んでいくわけです。それで台帳の整理をします、データ上で。そういうようなシステムになっています。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

その場で請求書、領収書は発行できないということでお聞きをしましたけれども、これを何で私が聞くかといいますとね、国民年金でそういうあれが非常に問題になっていますよね。その場で領収書を渡したけれども、お金は自分のポケットに入れてそのまま知らんぷりというのがありますので、だからそういうタイプなのかどうなのかというのを私、今確認しているわけですよ。要するに、管理台帳のある本体にそのまま接続をして管理をするということですね。わかりました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第61号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

担当課長、7ページ、船員費ですね。この時間外勤務手当312万4,000円と多額になっておりますが、時間外とか船員でしょう。これは何名分、計算はちゃんと出していますか。説明してください。同時に需用費の雑費の50万円も説明してください。

○ 議長(金城英雄)

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長(宮村英美)

7ページの船員費の中の今回補正しました時間外勤務手当312万4,000円について説明します。これは船員20名分の時間外手当なんです、当初予算で6カ月分の計上ということになっておりましたので、残りの月の分を計上をしております。

それから雑費の50万円、これは細かい洗剤とかゴミ袋、トイレ用品とかそういうものなんです、特にこの中で大きいのは船についています自動販売機が大きい、請け入れをしているんですが、これがもう予算が底をつきそうで、来月あたりからまた販売機の請け入れができなくなるような状況ですので、ここで50万円計上しております。ちなみにこの4月から今月まで、今売り上げのほうは124万円、自動販売機のほうであります。以上です。

○ 議長(金城英雄)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

これは当初はどこから見積もったんですか。それはあとの分ですか、あとの半年分ということで、これちゃんと計算出してありますか。

●○ 船舶課長(宮村英美)

出しています。

●○ 1番(宮里順之議員)

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(金城英雄)

8番 宮平秀保議員。

○ 8番(宮平秀保議員)

今の話に重複します、船舶課長。これ時間外手当、どういうときにこの時間外手当がつくのか。それを少し詳細にお願いします。

○ 議長(金城英雄)

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長(宮村英美)

今、時間外手当の根拠なんです、実は今船員のほうと協定を結んでいまして、これは船員が実は今組合のほうに入っているんですが、この組合と村のほうで今労働協定を結んでいるんですが、その中で労働時間というのが朝8時から12時、それから2時間の休憩を間に入れて、それから2時から6時までとそういう協定を結んでいるんですが、それ以外にかかる分については時間外ということを出してきております。これ

については一応船長のほうでその判断ですね、例えば広範囲が何時から何時までと毎日書いてくるのを船長がまずそれをチェックして、認める認めないという部分が出てきますから、それを見てもらってそれから事務所のほうにきて、事務所でさらに査定してそれから支払いしています。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

お昼の時間帯もつくとおっしゃっていましたね。お昼の時間帯もつくんですね。例えば休憩時間もそのまま、だからそういうところでなぜ、だからこれはもう船員のほうで決まっているんですか。それとも、例えば近隣も、その船舶課のほうはどうなのか、そういったものはその島だけが、座間味だけが特別なのか、それとも近隣も同じようなことをしているのか、その点を伺います。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

隣村も同じ高速船、フェリーを持っておりますが、その場合には固定している。例えば島から3時出航の場合には1日幾ら、4時出航の場合には幾らとそういうふうに固定して支払いはしているようです。実は私たちのほうもですね、そのほうが安くというか経費が余りかからないように済むんではあるんですが、その案を組合とちょっと調整をしたんですが、なかなかうまくいかなくて、現在、船長査定で、船長が印鑑を押した分については支払いをしている状況です。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

この船員というのは、要するに航海手当とかいろんなものの手当がつくんですよ。じゃあこっこの職員たちと同じ公務員でありながらね。非常にこの差がついているんじゃないかということもまた考えられるんですね。例えば当初予算にもありましたけれども、食費ですか、弁当代もつくし、だからそこまで優遇されていると。これはほかの手当とかそういうものも手当がなければわかりますけれども、やっぱり手当がついて、お昼休みの時間も、お昼休みというのは船の航海時間というのは、例えばこれからあとはフェリーにしても高速船にしても、例えば夏の繁忙期はそれはわからないでもないし、けどこれからあとはやはり時間というのはほとんどあり余って、船員たちはお昼寝しているんですよ。お昼寝している時間に手当がつくというのも非常におかしな話ではないかと、そういうふうに思いますけれども、これはどういうふうになっているのか。例えばその組合ができて、その組合でそういうふうに指示があるからということもちらっと聞いたことはありますけれども。だからそういうことで本当にいいのか。例えばこの財政難で非常に厳しい折にね、だからそういう例えばこの一般の職員とのその差が出てくるということも含めてね。確かに海の航海というのは非常に厳しいものがあります。ですけれども、やはり今はそんなに燃料の高騰もしているし、そういう厳しい中でもうちょっとそういうもの、改善ができるものはやっていくべきじゃないかと、そういうふうに思いますけれども。ちょっとその点について教えてください。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今、御指摘のありましたとおり、船員の職務の特殊性というのがございますけれども、職務の特殊性につきましては海事職給料表という、一般職員とは違う給料表の適用によって特殊性の部分はある程度フォロー

されていると思います。これは教育職給料表という教員に適用される給料表も同じ考えでやられておりますので、こちらのほうの考え方をひとつ船員のほうと確認をとってみたいなと思っております。もう一つはその組合の話がひとつ出ておりましたけれども、この組合については船員法に基づく交渉ということで海員組合のほうに彼らは入っているということを申しておりますけれども、この場合のその地方公務員法の適用と船員法の適用のどちらが優先されるかということについては、ちょっとこれは法律上の議論をしないといけない部分があるというふうに今考えております。そのために来週、その海員組合のほうとも話をしまして、この辺の整理をした上で、その後船員の皆さんと今申し上げたような皆さんの職務の特殊性、給料表の考え方、手当の考え方、そして勤務時間の考え方、休憩時間の考え方というのをどういうふうに整理していくのかということを変更して話し合いをしたいと思っております。ただ、今お話ございましたように、非常に厳しい財政事情の中で一般職員、島にいる一般職員は時間外手当もない。正直申し上げまして、行事等の参加をして代休をとらせてあげたいんですけども、代休をとることもさせられないような状況も多々ございます。こういうことも船員の皆さんにもちゃんと説明をした上で、適正な額の時間外手当を支給するというところで彼らと相談をしたいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

ぜひですね、こういう改革を一つずつ進めていっていただきたいなと、そういうふうに思います。例えばこの船のですね、これは関連しますけれども、例えば船舶課長、船の台風時、そういうときにはですね、この間はフェリーが9時発になりましたね。そういうふうにして、一つ一つ前向きに。やっぱりここに来たお客さんを帰さなきゃいけない。やっぱり何日も閉じ込められるというのは、お客さんにとって大変な負担だし、そういったことを考えますとやはりそういう運航の改善ですね、それもぜひ図っていただきたい。例えばクイーンであれば、朝もう運航して向こうから来るお客さんというのは台風時ですから、特別に限られたあれでしょうし、そういうものは前もって島の船舶課がこうだというふうに、そういう啓蒙をしていって、それでやはり台風時にはお客さんをここに帰すという。朝早く7時にでもいい。出していただいて、それでお客さんを帰していく。だから決められた時間に、例えばフェリーだったら10時、恐らく高速船だったら9時ということじゃなくて、特別そういう枠を設けてですね、そういう対応を図って。やっぱり観光立村ですから、お客さんにはやはりそういうサービスも絶対必要だと思いますので、ぜひそういうふうに改善を図っていただきたいと思います。終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

時間外手当の問題、これにつきましてはやはり収入がなければ払うことができないんですが、こちらのほうに370万円とこう掲げているんですが、これはどういったあれがあって見積もりをやっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

今回の歳入で検討した分の財源なんですが、まず6ページのほうになりますけれども、小荷物運賃ということでまず50万円計上しておりますが、これは小荷物運賃ということで現在、大・中・小、小さいので90円、170円、290円という大・中・小の小荷物がありますけれども、那覇発については徴収しており

ますが、島発については現在徴収しておりません。今回赤字と出た上で総合事務局のほうからも島発もぜひ少し取るようにという、そういう指導もありましたので、その分50万円と。これはコンテナにしますと1日約8個の手荷物であれば、来年3月までは計算すると約49万円、50万円になる予定です。それから下の自動車航送運賃で370万円を上げていますが、これについては大型車両が月10台ということで、来年の3月までの7カ月分で360万円ということで計上しておりますが、これもこれから公共工事等が入ってきますので、少しでもこれに近づくような車両といえますか、伸びはないかということで計上しております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

今、これにつきましてはちょっとあれなんです、公共事業というのは発注終わらして、もうほとんど次の発注しかないと思います。だから、この過大見積りというのはちょっとはあやしいところもあるような感じがいたします。それからちょっとまた時間外手当でございますけれども、これにつきましては現在、まだ払っていないのがあるのかどうかお聞きしたいと思います。これは300万円のうちに、まだ今までやっているもの、まだ払わない分含めてのものかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

これについては、今度計上しているのはこれから支払いする分です。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

今もう10月ですね。明日、明後日からは冬場ですよ。だから冬場というのは、今船の運航というのは減ってきているわけですね。だから、こんな莫大な時間外手当というのは本当にあり得るかというのが非常に疑問でもあるわけなんです。7月から9月まで3航海していたものが2航海にもなるんですね。それがまたフェリーにおいても4時のものが3時になるとか、なってきますから、その時期の時間外というのは短縮になるのが本当ただと思うんですよ。だから、こういったものにつきましてはやはり相当なチェックを入れまして、ちゃんとやるようお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

同じ6ページの小荷物運賃と。これまでは島からの分は取っていないと、だから今度から取るんだというお話でしたけれども、これは例えば座間味ですとフェリーが何時間もとまっています、その間船員はおるわけですよ。阿嘉・慶留間の場合は、ただコンテナがぼんと置いてあるわけですね。それにぼんと放り込んでいるわけですよ。それはだれがどうやってとるのか。それをちょっと考えありましたら教えてください。

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

阿嘉についてはやっぱり事務所のほうで徴収して、事務所で来るまで預かるという形になると思います。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この小荷物運賃というのはコンテナに入っている荷物のことですよ。那覇から何か100万円しか予定は、最初の補正、前の予算額はそうですよね、100万円ですよ。那覇から年間100万円しか運ばないという、小荷物に関して。今までの実績がこれ。今までの実績としていいですけども、これ先ほど私、阿嘉の場合だれが取るのかという話を受け流してはいけません。私が那覇で運賃を払って島で受け取ろうとしたら、荷物がなくなることがあるんですよ。本来、そういう運賃も取るのであれば、責任もって本人に渡さないと本当はいけません。コンテナに入ってから「どうぞ」ではないんですよ。本当はチェックしないといけない部分があると思うんですよ。これについて今後どう改良していくのか。座間味においても一緒ですね。よく荷物なくなりますよね。手荷物ないからって放送しますよね。これ観光客の荷物がなくなるとやってくれますけれども、住民が荷物なくなった場合には何度お願いしてもやってくれないと。何でなのかと、この辺の差別もあるんだけど。本当に自分も経験あるんですよ。荷物送って受け取る予定があったら荷物がなくなると。300円も運賃を払って5,000円の代物がなくなりましたからね。これ3日間連続、私以外の人も含めて3日間連続で目の前でなくなっているのを見えていますから、本来のその運送業務というのは、この辺を受け取ってこう渡すまでが本来の運送の業務だと思うんですが、どのように改善していくのか。そうしないとこの小荷物運賃を払う人いませんよ、これから。その辺をどう考えているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

運賃を取った荷物はもちろん今おっしゃるように、なくなった場合の責任とかはこちらで今一切補償したりもしていますが、払ったからまだこの荷物が那覇から島に行きました。島での受け取りまで船員が1個ずつやっております。これは本当、それができれば一番理想なことなんですが、現段階ではそこまでサービスといいますか、その節減の流れの上でとめてたら、大変厳しい状況にあります。できるだけこういう荷物を下ろす際に一人ずつ確実に確認するぐらいやれば、それも一緒にできると思いますので。受け取りは自分でこれを見ながらやっても、その中身の確認というのは一緒に立ち会いしてやるとか、そのぐらいできると思います。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは生協さんやっている人たちは、みんなお互いにこう書類持ってやっていますからいいんですけども、できるだけ荷物を向こうで受け入れとかありますよね。そのときにやっぱり伝票番号があて名とこう、伝票番号が本当は必要なんです、張って。それ確認を本当は必要なんですけど。そうしない限り、本当はもっと運送や管理を、これは必要だと思うんですけど。その辺も考慮して、これからの荷物の受け渡しのあり方、考えていっていただきたい。

あと、これはもう村全体のことになるんですけども、座間味も阿嘉もそうなんです。雨が降っても荷物取るのもうぬれてそのままなんです。要するにコンテナにぼんと置かれたら、もう大雨が降ろうがね。そうしたらずぶぬれになりながら取っていますので。今後、だからそういう計画もあるのかどうか含めて。もうこれは村長にお答え願いたい。今後どのようにそういう状況を変えていく考えがあるのかという。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

運送業をしていて、まず第一は人命を確実に、安全にお連れすると、運ぶということがまず大事。それから荷物につきましても、無傷で確実に輸送することが必要ですが。そうでなければならぬということですね。実は今、村長を会長とするというんでしょうかね。長とする経営会議というのを毎月1回開くようになってはいるんですけども、これが今私のほうも結構忙しくて、なかなか船員との時間が合わないんですが、途中からですね、助役にトップをかえていたんですが、助役不在のということで、これを今政策調整監にかえて、早く、もう恐らく今月からは来週あたりに第1回会議を持ってもらいたいという注文はつけているところです。その中で一応改善策というのは説くと思います。それで、まず荷物のいわゆる品質というんでしょうか、につきましても、いわゆる3面式のカードと伝票をとって張りつけて、そういうふうな形でさっき言われておりました、伝票との照合ができるような形をつくるべきだということで、これは前の経営会議から検討はしているんですけども、恐らくこれをするとまた運賃を少し上げないといかないんです。その手数料等の紙代ですね。そういったもので少し躊躇しているところがあると思います。それから荷物がぬれるということにつきましても、座間味の場合は結局テント、テントの下に一応は雨が降るときとか、そういったときはそのコンテナを入れるというふうな考え方で、駐車場はきれいに舗装されていて上がっていますから、そういったようなことでやっております。それから阿嘉につきましても、実はターミナルのこの北側の端、あれはコンテナ専用のひとつ位置なんです。しかし、皆さんは平生あっちまで行くので、確かにコンテナをあっちに入れて、荷物とるとき狭すぎるということで、阿嘉でもいわゆる土間のテントの下で今荷物の受け取りをしていると思いますけれども、そこら辺、阿嘉のターミナルの中につんどすよね。こっち側よく屋根がついて少し上がって、あるいはコンテナが3ぐらい入るのに、そういう部屋に設定したものですから、そういったことを活用していく方法を考えるべきかなど。あるいは、そうじゃなければまたみんなでいろいろ知恵を出し合ってですね、土間を少しかさ上げして、その上にテントを張るように。そこら辺は今後ひとつ研究する余地を残して、また御指導いただきたいというふうに思っています。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど私申し上げたような荷物、要するに受け取り、一緒によく残っているんですよ、荷物が。受け取り人もなく。よく見たら食堂のが入って全部カラスがつつついているんですね。それで、穴あけてバラバラにしていると。そういう状態でも、だけどもう、だれも連絡していないと。もし自分の荷物がなくなったあとから気になって荷物があるとカラスにつつかれるとわかっているもんだから、行って電話するんですよ。要するに、だれだれの物だなとわかれば。ただ、阿嘉もそうだし、こっちもそうです。こっちは船員がおりますので、阿嘉には船員がおりません。だけど、切符販売している人間おりますから、せめてみんなで行ってこうとった後です。残ったものに対しては電話連絡しなさいというぐらいのことをやってもらわんと、あれずっとあるんですよ。1カ月間捨てられているパネルもありますよ。だれも取りません。邪魔になっているけれども。そういうのもありますので、それに関してはだれのものかわからないものだってあるわけですからね。それをそのままほっとくというのはどうかなど。次の荷物が来たらまた投げ入れてしまって、またとれないと、また残っていると。そういうのが結構ありますので、とにかく一遍、こうみんな取った後に残った荷物は、ただちにその電話連絡、わかる場所は。連絡が、場所、どこに連絡していいかわからないのは一時保管をするというぐらいのことまでやらないと、やっぱりさっき話しましたがけれども、運賃もらって荷物を預かっているわけですから、相手に渡すまでが責任ですからね。その辺はもう即刻改善していただきたい。そう思っております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

●続けますか。5分間休憩しますか。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第61号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

5分間、休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(金城英雄)

日程第12. 議案第62号 座間味村職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第65号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長(仲村三雄)

議案第62号

座間味村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の休日及び休暇に関する条例(昭和47年5月20日条例第12号)の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

人事院勧告に基づき国・県及び他の団体の職員の休日及び休暇改定を考慮し、職員の休日及び休暇を改定するため、関係条例を改正する必要がある。

座間味村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年5月20日条例第12号）の一部を次のように改正する。

条の挿入

（介護休暇）

第5条 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、休暇を請求した場合は、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

（給与の減額）

第6条 組合休暇及び介護休暇については、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年条例第1号）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第7条に規定する勤務時間1時間当たり給与を減額する。

条の繰下げ

（委任）

第7条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

詳細については担当から説明させます。

議案第63号

座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の退職手当に関する条例（昭和49年4月10日条例第3号）の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続期間が12月以上であること、及び船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、関係条例を改正する必要がある。

る。

座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

平成19年9月20日

条例第26号

- 1 座間味村職員の退職手当に関する条例（昭和49年4月10日条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の全部を改める。

第10条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改める。

第10条第16項中「、船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、附則2及び3の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 1の規定による改正後の座間味村職員の退職手当に関する条例第10条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職者に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 2の規定による改正後の座間味村職員の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

詳細については担当から説明いたします。

議案第64号

座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

座間味村営住宅設置及び管理条例（平成9年12月18日条例第17号）の一部を改正する条例について地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

住民の安全確保の点から、暴力団の排除を進めるため条例を改正する必要がある。

座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

平成19年9月20日
条例第27号

座間味村営住宅設置及び管理条例（平成9年12月18日条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条1項に次の号を加える。

（入居者の資格）

第6条 村営住宅に入居することができる者は、次の各号の条例を具備するものでなければならない。

- （5） その者、及び現に同居し又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第42条1項に次の号を加える。

（住宅の明渡請求）

第42条 村長は、入居者が次の各号の一つに該当する場合において、当該入居者に対し、当該村営住宅の明渡しを請求することができる。

- （7） 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

附 則

この条例は、平成19年10月1日より施行する。

詳細については担当から説明いたします。

議案第65号

座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

座間味村乳幼児医療費助成条例（平成6年3月17日条例第8号）の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

乳幼児の医療費に係る親の負担を軽減し、子育ての支援を図るために改正する。

座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

平成19年9月20日

条例第28号

座間味村乳幼児医療費助成条例（平成6年3月17日条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項（1）の「満5歳に満たない者（月の中途において満5歳に達したときは、その日の属する月の末日までは満5歳に満たない者とみなす。）を「満6歳に満たない者（満6歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者は満6歳に満たない者とみなす。）」に改める。

第2条第1項（4）の「規定する医療に要する費用をいう」を「規定による療養の給付、療養費、家族療養費、特定療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び、家庭訪問看護療養費をいう。」に改める。

第3条中第3項に「所得制限について助成対象者の所得の制限については、児童手当法施行令を準用する。」を加える。

第4条中の「（以下「満3歳以上の幼児」という。）にあっては、入院に係る医療費に限る。」を削除し、「満3歳以上の幼児にあっては、一部負担金から医療機関ごとに入院1日につき700円控除するものとする。」を「3歳児（3歳誕生月の翌月から4歳の誕生月の末日まで）の通院にあっては、1人1ヶ月につき保険医療機関ごと、（医科、歯科、総合病院においては各診療科ごと、薬局（調剤）は、各診療科に含む。）に1,000円を控除した額を助成する。4歳児（4歳の誕生月の翌月）から6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるものについては、入院のみとし保険者等負担控除後の額を助成する。」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から適用する。

以上、詳細については担当から説明させ、御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

議案第62号 座間味村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、1枚めくっていただいて条例の改正案が載っております。今回の改正は、介護休暇の条を挿入をするものであります。それに伴いまして、第6条と7条等が繰り下げになるというような形になります。これは国の国公務員の制度に準じた形での改正です。よろしくお願ひいたします。

続きまして議案第63号ですが、座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。ただいま村長のほうから提案理由がありましたとおり、雇用保険の受給資格の要件が改正されます。それに伴って、原則として12カ月以上であることですね。これまでは6カ月だったんですけれども、これが12カ月に変更されるということでの条例の改正です。及び、船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されるということございまして、これに伴い本村の条例の改正をする必要があるということで提案をさせていただいております。よろしくお願ひします。

続いて議案第64号 座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、これは那覇警察署のほうから要請を受けての条例の改正ということになっております。今年の4月に本

土のほうで公営住宅に居住する暴力団組員が拳銃で仲間を射殺するという事件がありまして、住民の安全確保の点から暴力団排除を進めていきたいという警察署の考えに沿った条例改正の提案をさせていただいております。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

議案第65号について説明させていただきます。この議案は少子化対策といたしまして、親の医療費に係る軽減を図るものであります。通院につきましては現行の2歳児から3歳児へ、また入院につきましては現行の4歳児から就学前までの対象年齢に拡大することになります。拡充しました3歳児の通院に関しましては、1人1カ月につき保険医療機関ごとに1,000円の一部負担を課すことにいたしました。また入院時の食事、療養費、標準負担額につきましては、在宅療養と入院における公平間の観点から助成の対象外とする一方、入院世帯の負担増を緩和するために1日700円の一部負担金を廃止いたします。さらに所得制限を導入することとなりました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これで提案理由の説明をおわります。

日程第13. 議案第62号 座間味村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 座間味村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第62号 座間味村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第63号 座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第63号 座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第64号 座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第64号 座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第65号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは新旧対照表の改正のところに所得制限について助成対象者、所得の制限については児童手当法施行令を準用するとありますけれども、その児童手当法の所得制限というのは幾らになっているか教えていただけますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑についてお答えいたします。所得の制限というのは児童手当のほうの早見表がございまして、扶養親族の数によって決められてまいります。また国民年金の加入者、厚生年金、共済年金の被用者、年金加入者によってかわってまいりますので、どの人がどれだけというのはちょっと表を見ないとわからないような形になっております。インターネット等でごらんになれますので、ぜひごらんください。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

できれば、そういう表があるんでしたらみんなに配付していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第65号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第8号 座間味村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

●本案については、お手元にお配りした資料のとおりです。朗読は省略いたします。

発議第8号

平成19年9月21日

座間味村議会

議長 金城英雄 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里祐司

賛成者 座間味村議会議員

金城善昇

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第14条の規定により提出します。

（提出の理由）

行政改革を推進するため、座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等を改正する必要がある。

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成19年9月21日

条例第29号

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年6月20日条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条2項中、別表を、次のとおり改める。

別表（第4条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃 及び船賃	航空賃	車賃 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	2,000円	13,000円	11,000円	6,500円	2,000円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは沖縄県内を除くその他の地方をいう。

丙地方とは、沖縄県内をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿泊したものとみなす。

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当	宿泊料	食卓料
6,000円	18,000円	6,000円

宿泊料については、表内の宿泊を上限として実費支給とする。

2 支度料及び死亡手当て

支度料（定額）	死亡手当て
60,000円	460,000円

第4条4項は削除する。

附 則

（施行規則）

この条例は、平成19年10月1日より施行する。

●○ 議長（金城英雄）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号 座間味村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第8号 座間味村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年第3回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後3時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 城 英 雄

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 宮 里 祐 司